

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（**廃止**・縮減）

（ 総務省 ）

制 度 名	広帯域加入者網普及促進税制の廃止			
税目（条文番号）	法人税 （租税特別措置法 44 条の 4、第 68 条の 23（表の第 2 号関係））			
見 直 し の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃止することとする <table border="1" data-bbox="1015 842 1489 936" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%; text-align: center;">増収見込額 （平年度）</td> <td style="text-align: center;">9 百万円</td> </tr> </table>		増収見込額 （平年度）	9 百万円
増収見込額 （平年度）	9 百万円			
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本租税特別措置については、平成 20 年度税制改正において、対象設備が設置される地域を条件不利地域（過疎、離島等）に限定しているところ。 ・ ブロードバンド・ゼロ地域（2009 年 3 月末、約 64 万世帯）の解消については、2009 年 10 月現在、以下のように目途している。 <ul style="list-style-type: none"> （1）34 万世帯については、2009 年度補正予算等による公的整備により解消 （2）約 30 万世帯については、民間事業者による営業エリア拡大により解消 ・ 条件不利地域（過疎、離島等）におけるブロードバンド・ゼロ地域の解消については、2009 年度補正予算等を活用した公的整備により解消の目途が立ったことから、本租税特例措置については今年度限りで廃止することが妥当であるため。 			